



資料 2



2 高文館第 218 号

高知県公文書管理委員会 様

高知県公文書等の管理に関する条例（令和元年高知県条例第 1 号。以下「条例」とい
う。）第 32 条第 2 号の規定により、保存期間が満了した施行日前公文書を公文書館に移
管、又は廃棄するに当たり、下記のとおり諮問します。

令和 3 年 2 月 1 日

高知県立公文書館長 森下 信夫



記

1 保存期間が満了した施行日前公文書の公文書館への移管、又は廃棄に関する事項

条例附則第 6 項の規定により知事に協議のあった保存期間が満了した施行日前
公文書の移管、又は廃棄については、別添の内容のとおりです。